

平成 17 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 ドリームテクノロジーズ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 池田 均
(コード 4840 大証ヘラクレス市場 G)
問 合 せ 先 総 務 部 長 城 所 弘 行
電 話 0 3 (6 7 7 0) 7 0 0 7

第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 12 月 20 日開催の取締役会において、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)及び第 7 回新株予約権(第三者割当て)の発行を決議致しましたので、その概要につき下記の通りお知らせ致します。

【資金調達の目的】

当社は、平成 17 年 10 月 3 日に民事再生法に基づく再生手続の申立てを行った平成電機株式会社より、平成 17 年 12 月 12 日に当社が支援スポンサーに決定したとの正式な連絡を受けました。これを受けて当社は、同社再生スポンサーとして、同社事業再生に携わるにあたって、同社への再生支援資金及び一般運転資金の調達を行なう目的で、今回のファイナンス実行を決定致しました。

【第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権を発行する目的】

当社は、今回の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の発行により、無利息による資金調達のメリットを享受しながら、今後の事業拡大、競争力の強化、中長期的な成長及び資本増強を進める所存でございます。

第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権は以下のような性質を有し、既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトおよび投資家の利益に配慮した設計となっております。

- 1) 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債には当社の選択によりいつでも行使することが可能なコールオプションが付されており、また上記コールオプションにより当社は額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することが出来るため、当社は社債発行額以上の付加金額を支払うことなく、株価の状況等を勘案しながら、当社自身の選択により繰上償還を行うことが可能であります。
- 2) 第 7 回新株予約権には当社の選択によりいつでも行使することが可能なコールオプションが付されており、また上記コールオプションにより当社は新株予約権 1 個につき発行価額と同額の 100,000 円で消却することが出来るため、当社は新株予約権発行額以上の付加金額を支払うことなく、株価の状況等を勘案しながら、当社自身の選択により消却を行うことが可能であります。

ご注意：この文書は、当社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 200,000 株で固定される（割当株式数の調整が行われる場合を除く）ため、発行後の株価の推移に関わらず、過度の既存株式価値の希薄化が生じる懸念を回避することが可能であります。
- 4) 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の割当先であるライブドア証券株式会社とは、譲渡制限条項の入った契約を締結する予定であり、新株予約権付社債及び新株予約権の形態で転売されることはありません。
- 5) 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の割当先であるライブドア証券株式会社は、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権ならびに第 7 回新株予約権の権利行使によって取得する予定の数量の範囲内で行う当社株式のつなぎ売り等以外の空売りを目的として借株を行わないこととなっております。

記

1. 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 社債の名称 | ドリームテクノロジーズ株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。） |
| 2. 社債の発行価額 | 額面 100 円につき 100 円 |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4. 払込期日及び発行日 | 平成 18 年 1 月 5 日 |
| 5. 募集に関する事項 | |
| (1) 募集の方法 | 第三者割当の方法により、ライブドア証券株式会社に全額を割り当てる。 |
| (2) 申込期間 | 平成 18 年 1 月 5 日 |
| (3) 申込取扱場所 | ドリームテクノロジーズ株式会社 管理部 |
| 6. 新株予約権の内容 | |
| (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額（ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株の 100 分の 1 未満の端数（当社が適用法令に従い当社の取締役会の決議により株式の分割と同時に単元株式数についての定款 |

ご注意：この文書は、当社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- の定めを設けた場合においては、1株未満の端数)を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、1株の100分の1の整数倍の端数を生じたときは、法令上可能な限り、端株として端株原簿に記載又は記録するか又は、端株買取請求権が行使された場合に支払われるのと同額の現金を支払う。
- (2) 発行する新株予約権の総数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
- (3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額及び転換価額
本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初30,400円とする。ただし、転換価額は本項第(8)号または第(9)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。
- (4) 新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は平成17年12月20日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行額中資本に組入れる額
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入額は、本項第(3)号に記載の転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (6) 新株予約権の行使請求期間
本新株予約権付社債の社債権者が、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる期間は、平成18年1月6日から平成20年1月3日とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
当社が第7項第(5)号またはにより本社債を繰上償還する場合には、償還日の前銀行営業日の銀行営業時間終了時以後、または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以降、本新株予約権を行使することはできない。当社が第7項

ご注意：この文書は、当社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第(5)号 記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、償還日の前銀行営業日の銀行営業時間終了時以後本新株予約権を行使することができない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 転 換 価 額 の 修 正

本新株予約権付社債の発行後、毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、取引日は株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日を含まない。決定日が取引日でない場合には、決定日の直前のVWAPが算出される取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎取引日のVWAPの平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)がその時点で有効な転換価額を下回る場合には決定日価額に修正され、決定日価額が30,400円を上回る場合にも決定日価額に修正(以下、決定日価額に修正された転換価額を「修正後転換価額」という。)され、それ以外の場合には修正されない。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が30,400円あるいは平成18年1月5日まで(当日を含む。)の3連続取引日(平成18年1月5日にVWAPが算出されない場合には、その直前のVWAPのある取引日までの3連続取引日とする。)の各取引日のVWAPの平均値(以下「基準VWAP」という。)のいずれか低い方の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、30,400円あるいは基準VWAPのいずれか低い方の150%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。ただし、本新株予約権付社債の発行後初めて決定日価額が下限転換価額を下回った場合には、当該決定日の翌決定日以降、下限転換価額はその時点で有効な下限転換価額の70%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第

2位を切り捨てる。以下「修正後下限転換価額」という（当該下限転換価額の修正は1回のみとする。）。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）に修正される。

(9) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）には、次に定める算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

(10) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

(11) 新株予約権の行使請求によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当社普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が1月1日から6月30日までの間になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までの間になされたときは7月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

(12) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。

(13) 行使請求受付場所

名義書換代理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(14) 行使請求取次場所

該当事項なし。

7. 社債に関する事項

(1) 社債総額

金4,000,000,000円

ご注意：この文書は、当社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (2) 各社債券の額面金額 金 100,000,000 円の 1 種
- (3) 利 率 本社債には利息を付さない。
- (4) 償 還 価 額 額面 100 円につき 100 円
ただし、繰上償還の場合は本項第(5)号 乃至 に定める価額による。

(5) 償還の方法及び期限

本社債は、平成 20 年 1 月 4 日にその総額を償還する。

ただし、繰上償還に関しては、本号 乃至 に定めるところによる。

当社は、平成 18 年 1 月 6 日以降、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還する。

当社は、平成 18 年 1 月 6 日以降、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。

本新株予約権付社債の社債権者は、平成 18 年 1 月 6 日以降、その選択により、当社に対して償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行い、かつ当社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて、第 10 項記載の償還金支払場所に提出することにより、その保有する本社債の全部または一部を繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。この場合の償還価額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。

償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

本新株予約権付社債の買入および当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

(6) 社 債 券 の 形 式 無記名式とする。

なお、本新株予約権付社債は商法第 341 条ノ 2 第 4 項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(7) 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(8) 財務上の特約（担保提供制限）

ご注意：この文書は、当社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第 341 条ノ 2 に定められた新株予約権付社債であって、商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の規定により、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。

本号 に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保附社債信託法第 77 条の規定に準じて公告するものとする。

8. 社債管理会社の不設置

本新株予約権付社債は、商法第 297 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。

- 9. 取得格付 取得していない。
- 10. 償還金支払事務取扱者 ドリームテクノロジーズ株式会社 管理部
(償還金支払場所)
- 11. 上場申請の有無 なし
- 12. 安定操作取引の有無 なし
- 13. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- 14. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 第 7 回新株予約権 (第三者割当て)

- 1. 新株予約権の名称 ドリームテクノロジーズ株式会社第 7 回新株予約権 (第三者割当て) (以下「本新株予約権」という。)
- 2. 新株予約権の総数 200 個
- 3. 新株予約権の発行価額 本新株予約権 1 個あたり金 100,000 円
(本新株予約権の目的である株式 1 株あたり金 100 円)
- 4. 新株予約権の発行総額 金 20,000,000 円
- 5. 新株予約権の申込期日 平成 18 年 1 月 5 日
- 6. 新株予約権の払込期日 平成 18 年 1 月 5 日
- 7. 募集方法 第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をライブドア証券株式会社に割り当てる。
- 8. 新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式

ご注意：この文書は、当社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

200,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株とする。)

ただし、第16項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第16項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- | | | |
|-----|-----------------------------------|--|
| 9. | 行使時の払込金額 | (1)各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
(2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。)する場合における株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初33,440円とする。 |
| 10. | 本新株予約権の行使により発行する株式の発行総額 | 6,708,000,000円
ただし、第15項または第16項により、行使価額が修正または調整された場合には、上記発行価額の総額は増加または減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。 |
| 11. | 新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由 | 当社は、所定の条件の下に二項モデルを用いて本新株予約権の理論価値を算出した。また、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高の実績、当社の資産状態、収益状況、発行済株式数等の諸事情を総合的に勘案した。これらを前提に、上記理論価値を下回らず、且つ本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、金100,000円を本新株予約権の1個当たりの発行価額とした。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成17年12月20日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を10%上回る額とした。 |
| 12. | 行使によって発行する新株の発行価額中の資本組入額 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 |
| 13. | 新株予約権の行使請求期間 | 平成18年1月6日から平成20年1月3日(第17項各号に従って本新株予約権が消却される場合には、消却される本新株予約権につ |

ご注意：この文書は、当社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

14. 新株予約権の行使の条件

いては、当該消却日の前銀行営業日)までとする。

15. 行使価額の修正

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の発行後、毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、行使価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、取引日は株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日を含まない。決定日が取引日でない場合には、決定日の直前のVWAPが算出される取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎取引日のVWAPの平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)がその時点で有効な行使価額を下回る場合には決定日価額に修正され、決定日価額が30,400円を上回る場合にも決定日価額に修正(以下、決定日価額に修正された行使価額を「修正後行使価額」という。)され、それ以外の場合には修正されない。なお、時価算定期間内、本項第(9)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が30,400円あるいは平成18年1月5日まで(当日を含む。)の3連続取引日(平成18年1月5日にVWAPが算出されない場合には、その直前のVWAPのある取引日までの3連続取引日とする。)の各取引日のVWAPの平均値(以下「基準VWAP」という。)のいずれか低い方の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「下限行使価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、30,400円あるいは基準VWAPのいずれか低い方の150%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「上限行使価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。ただし、本新株予約権の発行後初めて決定日価額が下限行使価額を下回った場合には、当該決定日の翌決定日以降、下限行使価額はその時点で有効な下限行使価額の70%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後下限行使価額」という(当該下限行使価額の修正は1回のみとする。))。ただし、本項第(9)号に

よる調整を受ける。)に修正される。

16. 行使価額の調整

行使価額は、本新株予約権の発行後、当社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行しまたは当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

17. 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、商法第 280 条の 36 の規定に従って、本新株予約権者に対して消却日から 7 日以上 60 日以内の事前通知を行い、且つ(本新株予約権証券が発行されている場合は)公告したうえで、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、その時点において残存する本新株予約権の全部を 1 個あたり 100,000 円の金額で消却する。

当社は、本新株予約権の消却が必要と当社取締役会が決議した場合、商法第 280 条の 36 の規定に従って、本新株予約権者に対して消却日から 7 日以上 60 日以内の事前通知を行い、且つ(本新株予約権証券が発行されている場合は)公告したうえで、その時点において残存する本新株予約権の全部を 1 個あたり 100,000 円の金額で消却することができる。

19. 新株予約権の行使請求によって交付された株式の配当起算日

本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式の配当金又は商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間になされたときは 1 月 1 日に、7 月 1 日から 12 月 31 日までの間になされたとき

ご注意：この文書は、当社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

は7月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

20. 行使請求受付場所 ドリームテクノロジー株式会社 管理部

21. 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 秋葉原支店

(注) 現株式会社UFJ銀行は、平成18年1月1日を合併期日として株式会社東京三菱銀行との合併を予定しており、その結果、株式会社三菱東京UFJ銀行へ商号が変更される予定である。

22. 上記に定めるもののほか、本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

23. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 今回調達資金の使途

平成17年10月3日に民事再生法に基づく再生手続の申立てを行った平成電電株式会社より、平成17年12月12日当社が支援スポンサーに決定したとの正式な連絡を受けたことによる、同社への再生支援金および、一般運転資金に充当する予定です。

(2) 業績に与える見通し

今後の収益面への影響につきましては、確定次第お知らせいたします。

2. 株主への利益処分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として位置付けております。将来的には業績に対応した配当による利益配分も重視していく方針ですが、現在は多額の繰越損失がありますので、当面は業績回復による繰越損失の解消に傾注し、可能な限り早期に株主還元策を図る所存であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記基本方針に従い積極的に利益還元を行う所存であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、顧客へのサービス向上、設備基盤整備等への投資に充当し、将来の業績向上を通じて株主への利益還元を図る所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期
1株当たり当期純損益(は損失)	31,802.36円	8,465.38円	1,527.24円
1株当たり年間配当金	-円	-円	-円
実績配当性向	-	-	-
株主資本当期純損益率(は損失)	-	-	22.0%
株主資本配当率	-	-	-

(注) 1. 株主資本当期純損益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と

ご注意: この文書は、当社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 過去3決算期において配当は行っておりません。
3. 平成14年12月期については、決算変更に伴い、10ヶ月決算となっております。

3. 割当予定先の概要

当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

(1) 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当先及び割当額

割当予定先の氏名または名称		ライブドア証券株式会社	
割当新株予約権付社債(額面)		金4,000,000,000円	
払込金額		金4,000,000,000円	
割当 予定 先の 内容	住所	東京都港区六本木六丁目10番1号	
	代表者の氏名	代表取締役 中西 寛	
	資本の額	15,446,830,000円(注)	
	事業の内容	証券業	
	大株主	株式会社ライブドアフィナンシャルホールディングス 100%	
当社 との 関係	出資 関係	当社が保有している割当予定 先の株式の数	(注)
		割当予定先が保有している当 社の株式の数	(注)
	取引関係等	該当なし	
	人的関係等	該当なし	

(注) 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成17年11月30日現在のものであります。

(2) 第7回新株予約権の割当先及び割当額

割当予定先の氏名または名称		ライブドア証券株式会社
割当新株予約権数		200個
払込金額		金20,000,000円
割当 予定 先の 内容	住所	東京都港区六本木六丁目10番1号
	代表者の氏名	代表取締役 中西 寛
	資本の額	15,446,830,000円(注)
	事業の内容	証券業

ご注意：この文書は、当社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	大株主	株式会社ライブドアフィナンシャルホールディングス 100%	
当社との 関係	出資 関係	当社が保有している割当予定 先の株式の数	(注)
		割当予定先が保有している当 社の株式の数	(注)
	取引関係等		該当なし
	人的関係等		該当なし

(注) 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成 17 年 11 月 30 日現在のものであります。

4. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、直近(平成 17 年 12 月 20 日)の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 28.9%になる見込みであります。

(注) 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の発行による潜在株式数の比率は、今回発行する第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第 7 回新株予約権の全てが当初の転換価額ならびに行使価額で権利行使された場合に発行される株式数を、直近の発行済株式総数で除した数値であります。

(2) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成 14 年 1 月 22 日	49,996,000 円	936,924,000 円	有償第三者割当増資
平成 16 年 6 月 18 日	49,980,000 円	986,904,000 円	有償第三者割当増資
平成 14 年 12 月 7 日	420,580,000 円	1,407,484,000 円	有償第三者割当増資
平成 15 年 8 月 9 日	124,624,500 円	1,532,108,500 円	有償第三者割当増資
平成 16 年 1 月 1 日～ 平成 16 年 12 月 31 日	1,340,625,250 円	2,872,733,750 円	新株予約権行使に伴う株式発行
平成 17 年 1 月 1 日～ 平成 17 年 10 月 31 日	2,143,603,773 円	5,016,337,523 円	新株予約権行使に伴う株式発行
平成 17 年 4 月 28 日	1,002,915,000 円	6,019,252,523 円	有償第三者割当増資
平成 17 年 11 月 18 日	2,499,998,445 円	8,519,250,968 円	有償第三者割当増資

過去 3 決算期間および直前の株価等の推移

	平成 14 年 12 月期	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期	平成 17 年 12 月期
始値	681,000 円	126,000 円	510,000 円	71,500 円
高値	850,000 円	539,000 円	1,360,000 円	116,000 円

ご注意：この文書は、当社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

			234,000 円	
安値	62,000 円	81,000 円	384,000 円 60,300 円	10,600 円
終値	123,000 円	510,000 円	69,100 円	30,400 円

(注) 1. 平成 17 年 12 月期の株価については、平成 17 年 12 月 20 日現在で表示しております。

2. 印は、株式分割による権利落後(基準日:平成 16 年 4 月 30 日)の株価であります。

(3) その他

当社は第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の割当先であるライブドア証券株式会社との間で締結される買取契約において、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の譲渡制限を定めております。

以 上

ご注意: この文書は、当社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。